

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 4日

（宛先）高崎市長

提出者

住 所 群馬県高崎市中尾町 886 番地
氏 名 医療法人社団日高会 理事長 安藤 哲郎
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 027-362-6201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団日高会 日高リハビリテーション病院
事業場の所在地	群馬県高崎市吉井町馬庭 2204 番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	104床
③従業員数	178名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり（別紙1）



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり (別紙2)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	79.218 t	t
	(これまでに実施した取組) ・前年度もコロナウイルスクラスターにより全体での感染性廃棄物の排出量が多くなったが、今までの経験より手袋、キャップ、フェイスガード、ガウン等必要な対策の中で排出量削減が実施できた。 その他の場所や時期で、感染性廃棄物の排出量削減に努めた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	60 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・感染性廃棄物と一般ごみの認識を再度周知徹底させる。 ・コロナウイルス、インフルエンザ等で使用する物品の適正化に努めるとともに、クラスターに十分注意する。 ・新入職員に対し廃棄物に関する認識と削減を指導する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別産業廃棄物の種類は感染性廃棄物であるため、一般の廃棄物との分類を徹底している。感染性廃棄物は専用の足踏みスタンドを設置している。職員全員に感染対策の勉強会を実施。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在の取組を強化し、排出量削減できるように職員への呼びかけを頻繁に行う。ごみの分別に対して意識的に取り組む。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	79.218 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	79.218 t	t
	再生利用業者への 再 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・優良認定処理業者への委託を継続している。 ・病院の現状等、業者との情報交換を行っている。 ・コロナウイルス、インフルエンザ流行時は排出量増加対応を綿密に打ち合わせている。 ・電子マニフェストの登録状況等の確認を行っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	60 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	60 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特別管理産業廃棄物の処理状況を実際に確認するとともに感染性廃棄物の削減に努めるように職員に周知徹底する。 ・優良認定を受けている業者に引き続き委託する。 ・電子マニフェストを有効利用する。 ・コロナウイルス、インフルエンザ等で使用する物品の適正化と適正使用を徹底する。 ・排出量の状況を職員に報告し認識を持ってもらう。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	79.218	t
	(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェストの使用を継続し、処理状況の確認を把握する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物の海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

廢棄物處理子一ト

一、**生**
二、**吸**

廃棄物の内容	部署内分別	院内収集	収集運搬
① 血液・体液等が付着したもの	液状又は泥状のもの (専用容器) 固形状物 (専用容器) 鋭利なもの (専用容器)	排出量記録 排出前検査↓透析室林・新谷	感染性廃棄物保管庫 収集運搬 中間処理・処分 同日中 中間処理施設に搬入し処分を行う
② 病理廃棄物(臓器、組織、皮膚等)			
③ 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの(培地、試験管、シャーレ等)			
④ 鋭利な医療器材または破損した医療器材(注射針、メス、破損アンプル、バイアル、スピッツ、体温計等)			
⑤ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等			
⑥ ディスポーザブルの医療器材(注射器、カテーテル類、ダイアライザー、透析回路、点滴回路等)			
⑦ 薬品の空き瓶、空きチューブ(注射器、カテーテル類、ダイアライザー、透析回路、点滴回路等)			
⑧ おむつ			
※ 判断に迷う場合は部署感染対策委員の指示を仰ぐこと ⑨ コロナウイルス対応使用物品一式(プラスチック容器に廃棄)			

※透析室にて排出前検査を受けてから倉庫の鍵を借りて収納してください

※コロナウイルスクラスター時は、感染性廃棄物量が多くなるため、業者回収頻度を適宜調整

特別管理産業廃棄物 管理体制

別紙2

